

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1043 号（諮問第 1692 号）

件名：署員駐車場の使用料がわかる文書の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 3 月 24 日

2 原処分

令和 4 年 4 月 7 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 5 月 16 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 6 月 30 日

5 答申

令和 5 年 3 月 29 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、愛知県稲沢警察署の署員駐車場の使用者が支払うべき金額が記載された文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、愛知県警察本部には、「職員が通勤用自動車を勤務地の庁内に駐車すること（以下「本件職員駐車行為」という。）」の使

用金を徴収する定めがなく、稲沢警察署員から稲沢警察署敷地内にある署員駐車場（公舎付近の 17 区画、免許棟付近の 4 区画、以下「本件駐車場」という。）の使用金を徴収していないことから、本件駐車場の使用金に関する文書を作成又は取得することはないとのことである。

また、当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、行政財産の目的外使用を許可した場合は、行政財産の特別使用に係る使用金条例（昭和 39 年愛知県条例第 28 号）により使用金を徴収することになるところ、本件職員駐車行為は、愛知県公有財産規則（昭和 48 年愛知県規則第 23 号）第 24 条において、行政財産の目的外使用として定められていないとのことである。

イ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

稲沢警察署の敷地内に、署員駐車場がある。その使用金がわかる文書